

JA福光の現況

(平成23年度上半期福光農業協同組合ディスクロージャー誌)



目 次

ごあいさつ	1
地域貢献に関する取組み	
1．全般に関する事項	2
2．地域からの資金調達の状況	2
3．地域への資金供給の状況	2
4．文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）	4
財務状況や事業に関する開示	
1．金融再生法開示債権（単体）	7
2．単体自己資本比率	7
3．主要勘定の状況	7
4．有価証券等時価情報	8
主な貯金商品	9
主な貸出商品	10

ごあいさつ

日頃より福光農業協同組合をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

本年は、昨年に引き続いた夏の高温、台風等により水稻をはじめとする農作物の生育が心配されましたが、営農指導による徹底した水の管理等により水稻は、収量、品質共平年以上の予想となり組合員とともに収穫の喜びをかみしめております。

さて、現在、国の政策としてTPPへの交渉参加が進められようとしており、これが実施されると農作物等の関税が撤廃され農業関連事業が多大な影響を受けることはもとより、医療、金融等幅広い分野にも影響が及ぶことが懸念され、JAグループとしても断固反対を表明し、反対運動を実施しています。また、今年3月に発生した東日本大震災で福島県の原子力発電所がメルトダウン等の深刻な事態となりましたが、近辺の農畜産物等にも放射能汚染の影響があり、問題のない地域でも深刻な風評被害も起きており、震災による農地の復興を含め農業を取り巻く環境は先行きが不透明な状況となっています。

一方、経済情勢では、欧州における財政危機が表面化しており、欧米はもとよりアジアでも金融市場の先行きが不透明な状態となっています。また、実態にそぐわない円高基調も継続しており国内の輸出関連企業に大きな影響を与えており、国内景気の先行きに悪影響が予想されます。

当JAの金融共済事業では出向く姿勢の強化を図り、全職員で定期積立貯金やJAカードのご利用拡大をお奨めし、共済の3Q訪問活動を精力的に実施しております。

生活事業では、セルフスタンドにオイル交換、タイヤ交換等のサービスが提供できる整備場を10月からオープン予定であり、利用者への利便性の向上が期待されます。また、購買店舗においても、10月より地産地消体制強化による地場産野菜の直売コーナーを設け、地域の皆様に新鮮な野菜等を提供して参ります。その他、太陽光発電やエコ家電の普及に努めたほか、通所介護施設「日向ぼっこ」も定員に近いご利用を頂いています。

さらに経営全体として、財務の健全化、内部統制の整備、コンプライアンス強化などに取り組み、皆様により一層信頼される農協となるよう役職員全員で努めております。

この冊子はみなさまのお役に立てる様々なサービスをご提供させていただくにあたり、平成23年度上期の事業実績等を「JA福光の現況」としてとりまとめたものです。

ご高覧いただければ幸いです。

福光農業協同組合
代表理事組合長 齋田一除

地域貢献に関する取組み

1. 全般に関する事項

当組合は、南砺市（平成16年11月1日合併前の西砺波郡福光町）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、組合員組織、地方公共団体などにご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

2. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、61,236百万円（うち定期積金の残高は1,450百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	54,988 百万円
そ の 他	6,248 百万円
合 計	61,236 百万円



(2) 貯金商品

目的・期間・金額にあわせてご利用いただける各種貯金を取り扱っております。

主な貯金商品については、本誌9ページをご覧ください。

3. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金の残高は、5,532百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、生活資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	3,453 百万円
地 方 公 共 団 体	974 百万円
そ の 他	1,105 百万円
合 計	5,532 百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、JA等民間金融機関の資金を原資とする貸付けに利子補給などを行うもの、財政資金を直接貸し付けるもの、財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

資金別融資残高の内訳は次のとおりです。

農業近代化資金	122 百万円
農業改良資金	35 百万円
農業経営基盤強化資金(ｽｰﾊﾟｰL)	47 百万円
農業経営改善促進資金(ｽｰﾊﾟｰS)	1 百万円
合計	205 百万円

(3) 貸出商品

農業者の皆さまには、JA独自の営農資金をご用意しております。

その他にも事業資金、住宅ローン、教育ローン、マイカーローンなど、組合員をはじめ地域の皆さまの事業や暮らしに必要な資金を融資しております。

主な貸出商品については、本誌10ページをご覧ください。

4. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

（1）文化的・社会的貢献に関する事項



地域で採れた食材の学校給食への供給

主業農家で生産された野菜の中では、春はアスパラガス、秋にはブロッコリー・キャベツ・甘藷等を、また女性部菜園グループで収穫された旬の野菜を管内の小学校に食材として提供しています。

ミセスカレッジ

女性部員を対象に生活文化の向上を図る目的で、様々な文化教室・視察・実習を行っています。

キッズクラブ

小学生を対象に水稲・野菜等の植付け、管理、収穫作業を体験する場を提供して、自然とのふれあいを深め、かつ自分たちが育てた食材で料理を体験することによる食農教育を行っています。



ひだまりの会

福祉施設での奉仕活動や各地区での「そくさい会（ミニ宅老所）」の開催等、高齢者へのボランティア活動を行っています。

【会員数】利用会員 8名 協力会員 121名 賛助会員 20名

（平成 23 年 8 月末現在）

年金・ローン相談会

年間を通じて休日の相談会を開催し、利用される方の利便性を高め、平日の営業日にご来店できない方にご利用いただいています。

農協長杯ベタンク大会

田植えや大豆の播種、大麦の収穫後に毎年開催し、今年で第 13 回目となりました。大会には 50 チームの参加があり、地域住民とふれあいの場となっています。



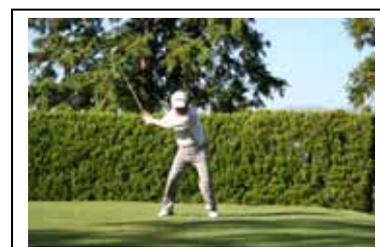
農協長杯ゲートボール大会

年 1 回、秋に開催しており、組合員をはじめ愛好家との親睦を深めており、開催回数が今年で 27 回目を迎え歴史ある大会となっています。



みのり会ゴルフコンペ

米の手間数にちなんで、毎年 88 名を参加目標とし、青壮年層とのコミュニケーションを深める場として多くの方に参加いただき、今年で 21 回目となりました。



(2) 利用者ネットワーク化への取り組みとして、次の会を組織してつながりを深めています。

年金友の会

農協で年金を受給いただいている方の親睦の輪を広げる団体です。各地区センター毎に親睦旅行を行っているほか、2年に一度「年金友の会会員の集い」を開催しています。

共済友の会

農協共済に加入していただいている方々で組織され、親睦を図るとともに共済への理解を深めていただく団体です。

旅行友の会

旅行を通じて親睦を図る団体です。国内・海外の様々な企画の旅行に参加することにより会員相互の親交を深めています。



(3) 情報提供活動

農協だより「ファースト」の発行

月刊広報誌「ファースト」は、農政や農業技術及び地域であった出来事等の情報を、組合員の皆様にお知らせしています。加えて、組合員からの意見等を掲載させて頂いております。

ホームページでの情報伝達・PR

当農協の基本方針や事業内容をはじめ、米のインターネット販売を行っています。

また、当農協へのご意見やご要望は、メールでも承っています。



ホームページアドレスは、

<http://www.ja-fukumitsu.or.jp>

電子メールアドレスは、

jafuku3@ja-fukumitsu.or.jp



(4) 店舗一覧

(平成23年8月末現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM 設置台数
本所	南砺市荒木 5318	52-1335	
金融共済部 金融本店	南砺市荒木 5318	52-1331	2台
金融共済部 共済本店	南砺市荒木 5318	52-1332	
共済事故相談センター	南砺市荒木 990	52-3451	
生活部 生活課	南砺市荒木 5318	52-2841	
デイサービス日向ぼっこ(通所介護)	南砺市福光 1192	52-3939	
ふれあいセンター(居宅介護支援・訪問介護)	南砺市福光 1192	52-8585	
旅行センター(文化指導課)	南砺市荒木 5318	52-8181	
営農部 アグリフロンティアセンター	南砺市天神 237-1	52-4153	
アグリ配送センター	南砺市天神 240	52-8530	
う米蔵	南砺市天神 241	52-7171	1台
農業機械センター	南砺市天神 225	52-6616	
自動車燃料部 燃料課・自動車課	南砺市荒木 990	52-3445	
中央スタンド	南砺市荒木 990	52-3445	
JA福光セルフSS	南砺市遊部 770	52-4170	1台
石黒地区センター	南砺市福光 7302	52-2333	
広瀬地区センター	南砺市福光 1165	52-2233	
広瀬館地区センター	南砺市祖谷 30	52-1040	
西太美地区センター	南砺市才川七 241	55-1316	
太美山地区センター	南砺市嫁兼 197-1	55-1216	
東太美地区センター	南砺市土生新 349	52-2424	
吉江地区センター	南砺市吉江中 669-1	52-1212	
北山田地区センター	南砺市宗守 356	52-0116	
山田地区センター	南砺市大塚 63	52-1113	
南蟹谷地区センター	南砺市砂子谷 1390	58-1011	
福光地区センター	南砺市福光 6722	52-1123	1台
店舗外ATM設置店	福光行政センター前		1台
	Aコープフレッサ		1台

財務状況や事業に関する開示

1. 金融再生法開示債権（単体）

（単位：百万円）

債権区分	平成23年度上半期末 （平成23年8月末）	平成22年度上半期末 （平成22年8月末）	増減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	55	75	20
危険債権	84	122	38
要管理債権	2	2	0
正常債権	5,426	5,655	229
合計	5,567	5,854	287

2. 単体自己資本比率

平成23年度上半期末（推計値） （平成23年8月末）	平成22年度末 （平成23年2月末）
16.29%程度	16.14%

（注）平成23年度上半期末の自己資本比率（推計値）は、平成22年度末の自己資本額、オペレーショナル・リスク相当額及び平成23年度上半期末の信用リスク・アセット額（推計値）に基づき算出しています。なお、平成23年度上半期末の信用リスク・アセット額（推計値）の算出にあたって、一部の項目については平成22年度末の額（データ）を使用しています。

3. 主要勘定の状況

（単位：百万円）

	平成23年度上半期末 （平成23年8月末）	平成22年度末 （平成23年2月末）	平成22年度上半期末 （平成22年8月末）
貯金	61,236	61,738	61,293
貸出金	5,532	5,533	5,816
預金	49,741	51,166	50,967
有価証券	4,540	3,528	3,107

4. 有価証券等時価情報

【有価証券】

(単位：百万円)

保有目的区分	平成23年度上半期末 (平成23年8月末)			平成22年度上半期末 (平成22年8月末)		
	帳簿価額	時価	評価損益	帳簿価額	時価	評価損益
満期保有	1,046	1,071	25	819	841	22
その他有価証券	3,386	3,495	109	2,169	2,288	119
合計	4,432	4,566	134	2,988	3,129	141

(注1)平成23年度上半期末の有価証券の時価は、当該時点における市場価格等に基づく時価としています。

(注2)帳簿価額は償却原価法適用前、減損処理前のものです。

【主な貯金商品】

種 類	しくみと特色	期 間	お預入額
総 合 口 座	普通貯金・定期積金・定期貯金が一冊の通帳にセットできます。この口座は給与・年金などの自動受け取り、公共料金・税金・家賃などの自動支払いに便利です。さらに、キャッシュカードをご利用になると全国どこのＪＡでも現金の引き出し、預け入れができます。 また、全国の都銀・地銀・信金・信組などのキャッシュサービスがご利用いただけます。そして、必要なときには、セットされた定期貯金と定期積金の残高合計の９０％以内、最高３００万円まで自動融資が受けられます。	定めなし	１円以上
普 通 貯 金	出し入れ自由。年金・給与などの自動受け取りや公共料金・クレジットカードなどの自動支払いができます。	定めなし	１円以上
貯 蓄 貯 金	使い道などが決まらないお金を預けて、増やしながらいつでも使える貯金。利率は普通貯金より有利です。	定めなし	１円以上
当 座 貯 金	小切手・手形によりお支払いができますので、ご商売をなさる方に便利です。	定めなし	１円以上
通 知 貯 金	ごく短期間の運用に便利です。	定めなし (据置７日以上)	５万円以上
納 税 準 備 貯 金	貯金者の皆さまの税金納付にお使い下さい。	定めなし	１円以上
ス ー パ ー 定 期 貯 金	お預け期間は１ヵ月以上の決められた期間、預入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回り。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられます。	１ヵ月以上 ５年以内	１円以上
大 口 定 期 貯 金	大口資金の運用に便利で安全確実な商品です。	１ヵ月以上 ５年以内	１,０００万円以上
期 日 指 定 定 期 貯 金	お預け期間が最長３年間、据置期間１年経過後、自由に満期を指定できます。１年複利のお得な貯金です。	最長３年	１円以上(ただし通帳式は１万円以上)
変 動 金 利 型 定 期 貯 金	金利情勢に応じて途中で金利が変動します。マネープランの幅が広がります。	３年	１００円以上
定 期 積 金	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は自由に選べますから、プランにそって無理なく目標達成できます。	６ヵ月以上 ５年以下	１００円以上 (満期分散型は ３,０００円以上)
一 般 財 形 貯 金	積立額、目的ともご自由。お預入れ後、３年経過すればいつでもお引出しできます。	３年以上	１,０００円以上
財 形 住 宅 貯 金	住宅取得を目的とした積立で非課税が適用されるたいへん有利な貯金です。	５年以上	１,０００円以上
財 形 年 金 貯 金	在職中に積立を行い、６０歳以降に年金としてお受取りできます。(３ヵ月毎のお受取)退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。	５年以上	１,０００円以上

【主な貸出商品】

種 類	内 容	ご融資期間 (返済期間)	ご融資金額 (限度額)
住宅ローン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。	3～35年	5,000万円
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。	1～ 10年6ヶ月	500万円
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。	6ヶ月～ 7年	500万円
教育ローン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 在学中の方でもご利用になれます。	13年6ヶ月 以内	500万円
フリーローン	生活に必要な一切の資金です。	6ヶ月～ 5年	300万円
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。	1年	50万円

その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

自己査定 of 債権分類・金融再生法開示債権・リスク管理債権の相互関係

<p style="text-align: center;">自己査定 of 債権分類</p> <p style="text-align: center;">対象: 総与信額</p> <p style="text-align: center;">担保・保証の状況に応じて ～ 分類の作業を実施</p>	<p style="text-align: center;">金融再生法開示債権</p> <p style="text-align: center;">対象: 信用事業与信額 () (ただし要管理債権は貸出金元金)</p> <p style="text-align: center;">担保・保証・引当有無に関係なく債務者区分に応じて (要管理債権は該当案件のみを) 抽出</p>	<p style="text-align: center;">リスク管理債権</p> <p style="text-align: center;">対象: 貸出金元金</p> <p style="text-align: center;">担保・保証・引当有無に関係なく債権の内容に応じて抽出</p>
---	--	--

破綻先	破綻先 ・ ・ ・ 分類 (総与信額)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (信用事業与信額)	破綻先債権 (貸出金)
		差 経済未収金等信用事業以外の債権	差 信用事業与信と貸出金元金の差
実質破綻先	実質破綻先 ・ ・ ・ 分類 (総与信額)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (信用事業与信額)	延滞債権 (貸出金)
		差 経済未収金等信用事業以外の債権	差 信用事業与信と貸出金元金の差
破綻懸念先	破綻懸念先債権 ・ ・ ・ 分類 (総与信額)	危険債権 (信用事業与信額)	延滞債権 (貸出金)
		差 経済未収金等信用事業以外の債権	差 信用事業与信と貸出金元金の差
要注意先	要管理先 ・ ・ 分類 (総与信額)	要管理債権 (3ヶ月以上延滞債権または条件緩和貸出金債権) (貸出金)	3ヶ月以上延滞債権 (貸出金)
		差 経済未収金等信用事業以外の債権	条件緩和債権 (貸出金)
	その他要注意先 ・ ・ 分類 (総与信額)	正常債権 (信用事業与信額)	差 経済未収金等信用事業以外の債権
正常先	正常先 分類 (総与信額)	正常債権 (信用事業与信額)	差 経済未収金等信用事業以外の債権

- () 金融再生法開示債権における信用事業与信額
- ・ 貸出金
 - ・ 貸付有価証券
 - ・ 外国為替
 - ・ 債務保証見返
 - ・ 信用未収利息
 - ・ 信用仮払金

自己査定の特権分類	金融再生法開示特権	リスク管理特権
<p>【金融検査マニュアル】</p> <p>1. 特権の分類方法</p> <p>(3) 債務者区分</p> <p>正常先</p> <p>正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。</p> <p>要注意先</p> <p>要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。</p> <p>また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。</p> <p>(注)「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の特権の全部又は一部が要管理特権である債務者をいう。</p> <p>破綻懸念先</p> <p>破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(金融機関等の支援継続中の債務者を含む)をいう。</p> <p>具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元金及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。</p> <p>実質破綻先</p> <p>実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。</p> <p>具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り(あるいは、これらに類する事由が生じており)、再建の見通しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。</p>	<p>【金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(金融再生法施行規則)】</p> <p>(資産の査定の基準)</p> <p>第4条</p> <p>法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基準は、金融機関(労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ。)の有する特権(中略)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。</p> <p>一 破産更生特権及びこれらに準ずる特権</p> <p>二 危険特権</p> <p>三 要管理特権</p> <p>四 正常特権</p> <p>2 前項第一号に掲げる「破産更生特権及びこれらに準ずる特権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する特権及びこれらに準ずる特権をいう(第六条において同じ。)。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる「危険特権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った特権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い特権をいう(第六条において同じ。)。</p> <p>4 第一項第三号に掲げる「要管理特権」とは、三月以上延滞特権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出特権(同項第一号及び第二号に該当する特権を除く。)をいう。)及び貸出条件緩和特権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該特権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出特権(同項第一号及び第二号に該当する特権並びに三月以上延滞特権を除く。)をいう(第六条において同じ。)。</p> <p>5 第一項第四号に掲げる「正常特権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる特権以外のものに区分される特権をいう(第六条において同じ。)。</p>	<p>【銀行法施行規則】</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明事項の縦覧等)</p> <p>第19条の2</p> <p>法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損益処理計算書</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先特権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金</p> <p>(イからホまでに掲げる事由)</p> <p>イ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て</p> <p>ロ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て</p> <p>ハ 破産法の規定による破産の申立て</p> <p>ニ 商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て</p> <p>ホ イからニまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由(手形交換所(手形交換所のない地域においては、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。)による取引停止処分とする。)</p> <p>(2) 延滞特権(未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金</p> <p>(3) 三か月以上延滞特権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金</p> <p>(4) 貸出条件緩和特権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、特権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金</p>